

広島市告示（安佐北区）第30号  
令和8年5月18日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、令和8年5月18日から同年6月1日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

区 分	新旧別	路線名等	所 在（起点及び終点）
水路	旧	K4-F4-H 上沖田-4-21 号水路	安佐町大字飯室字上沖田 3492 番 6 地先から 3492 番 4 地先まで
	新	K4-F4-H 上沖田-4-21 号水路	安佐町大字飯室字上沖田 3492 番 6 地先から 3495 番 5 地先まで